同　　意　　書

なりわい再建支援事業への申請にあたり，なりわい再建支援補助金交付要綱第１４条第５項に基づき，実績報告書提出時までに保険・共済に加入すること（小規模企業者にあっては、又はこれに代わる取組を実施すること）に同意します。

小規模企業者で保険・共済に代わる取組を実施する場合、その取組みを記載

（例）ＢＣＰ計画策定、事業継続力強化計画策定、ハザードマップ確認等リスク　把握、契約書・顧客情報等バックアップ（クラウド化）、非常時連絡先作成・周知、非常時備品等リスト化及び配置、災害訓練・教育など

　　　令和　　年　　月　　日

　住　所

　氏　名

抜粋：なりわい再建支援補助金交付要綱第１４条第５項

補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意しなければならない。ただし、小規模企業者にあっては、この限りではないが、令和２年７月豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組（※）を実施すること。

（１）中小企業者にあっては、30％以上。

（２）中小企業者以外の事業者にあっては、40％以上。